

津久見市教育委員会
会 議 議 案

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会

津久見市教育委員会議事日程

1 会 期 令和6年1月25日(木) 午後2時00分から

2 議事日程

(1) 開 会

(2) 議 案

| | | |
|--------|---|-----|
| 議案第18号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …3 |
| 議案第19号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …4 |
| 議案第20号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …5 |
| 議案第21号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …6 |
| 議案第22号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …7 |
| 議案第23号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …8 |
| 議案第24号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …9 |
| 議案第25号 | 区域外通(就)学児童生徒の特例の認定について | …10 |
| 議案第26号 | 津久見市使用料条例の一部改正について | …11 |
| 議案第27号 | 他の普通地方公共団体の公の施設を津久見市の住民の利用に 供させることに関する協議について | …12 |

(3) 報 告

| | | |
|---|-----------------|-----|
| ① | 12、1月の行事報告について | …13 |
| ② | 1、2月の主な行事予定について | …14 |

(4) その他

| | | |
|---|----------------|-----|
| ① | 次回の委員会開催日程について | …14 |
|---|----------------|-----|

(4) 閉 会

議案第 18 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|-----------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住 民 票 に よ る 住 所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 19 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|------------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 20 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|------------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 21 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|------------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 22 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|-------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 23 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|------------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 24 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|-------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 25 号

区域外通（就）学児童生徒の特例の認定について

| | | | |
|-------------|-------|-----|--|
| 学 校 名 | | 学 年 | |
| 児 童 ・ 生 徒 名 | | | |
| 保 護 者 名 | | | |
| 住民票による住所 | | | |
| 居 所 | | | |
| 期 間 | | | |
| 理 由 所 見 | 保 護 者 | | |
| | 校 長 | | |

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 4 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ウにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 26 号 津久見市使用料条例の一部改正について

津久見市使用料条例(昭和 38 年条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

| | | | | | | | |
|----|------------------|---|----|---------|----------|----------------------|--|
| 学校 | 屋内 体育館 使用料 | 第一中学校、第二中学校、 津久見小学校 | 全面 | 1 時間 | 440 円 | 1 時間 当たり 110 円 | 1 施設使用時間が 30 分までは 1 時間当たりの単価の半額で計 算し、30 分以上については、1 時間とする。 2 電灯使用料の使用時間に、1 時間未満の端数があるときは、1 時間とする。 |
| | | | 半面 | 1 時間 | 220 円 | | |
| | | 千怒小学校、青江小学校、堅徳 小学校、長目小学校、日代小学 校、保戸島小学校、保戸島中学 校 | 全面 | 1 時間 | 220 円 | | |

を

| | | | | | | | |
|----|------------------|---|----|---------|----------|----------------------|---|
| 学校 | 屋内 体育館 使用料 | 津久見中学校、旧第二中学校、 津久見小学校 | 全面 | 1 時間 | 440 円 | 1 時間 当たり 110 円 | 1 施設使用時間が 30 分までは 1 時間当たりの単価の半額で計算 し、30 分以上については、1 時 間とする。 2 電灯使用料の使用時間に、1 時間未満の端数があるときは、1 時間とする。 |
| | | | 半面 | 1 時間 | 220 円 | | |
| | | 千怒小学校、青江小学校、堅徳 小学校、長目小学校、日代小学 校、保戸島小学校、保戸島中学 校 | 全面 | 1 時間 | 220 円 | | |

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【改正理由】

津久見市立第一中学校と第二中学校の統合に伴い、施設の名称を変更するもの。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 1 項第 1 号並びに津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 1 号ア及び同項第 7 号により議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

議案第 27 号

他の普通地方公共団体の公の施設を津久見市の住民の利用に供させることに関する協議について

1. 提案理由（市議会への提案理由）

本市では、事務処理の連携を図るため、平成 28 年第 1 回定例会で議決を経て、大分市を中枢市とした、別府市、臼杵市、本市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町の 8 市町村で地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づく連携協定を締結している。

その連携の 1 つとして、地方自治法第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づく公の施設の相互利用を、平成 30 年第 4 回定例会で議決を経て行っている。

今回、多世代が交流し、快適に過ごすことができる憩いの場及び地域の人々のふれあいや交流を育むコミュニティ拠点を形成するとともに、交流人口の増加や地域経済の活性化を図ることを目的として整備された公の施設「大分市荷揚複合公共施設」を大分都市広域圏内で相互利用するため、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2. 本市の住民に利用させる公の施設

| | |
|------------------|------------------|
| 【設置市町】 | 大分市 |
| 【利用に供する公の施設の名称】 | 大分市荷揚複合公共施設 |
| 【利用に供する公の施設の所在地】 | 大分市荷揚町 3 番 4 5 号 |

津久見市教育委員会の権限に属する事務の委任及び決裁等に関する規則（昭和 62 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項第 2 号エにより議決を求める。

令和 6 年 1 月 25 日

津久見市教育委員会
教育長 後 藤 榮 一

(3) 報告

①12月、1月の行事報告について

| | | |
|-------|---|--|
| 1月4日 | 木 | ・仕事始め式 ・新年互礼会 ・令和5年度第11回校長会議 |
| 1月5日 | 金 | ・中学校教育課程部会全体会 |
| 1月7日 | 日 | ・二十歳のつどい（初の実行委員会形式、参加者121名） |
| 1月9日 | 火 | ・3学期始業式 ・津愛大学 大野直会長来所 |
| 1月10日 | 水 | ・庁議 ・第154回中学校統合推進会議 ・津久見櫛の実少年少女合唱団 濱野先生来所 ・人権研修（講師 県教育委員会人権教育・部落差別解消推進課長） |
| 1月11日 | 木 | ・津久見市学力調査（津久見小学校視察） ・令和5年度第2回文化財保存活用地域計画作成協議会 |
| 1月12日 | 金 | ・津久見市学力調査 ・2024年部落解放同盟大分県連合会荊冠旗びらき |
| 1月13日 | 土 | ・令和6年津久見市消防団出初式 |
| 1月15日 | 月 | ・大分大学教職大学院訪問（佐藤教授・熊丸准教授） ・県教育センター所長訪問 ・職員人権研修（前半組） |
| 1月16日 | 火 | ・校長・センター長面談 |
| 1月17日 | 水 | ・校長・センター長面談 ・第一中学校第2学年道徳公開授業参観 |
| 1月18日 | 木 | ・校長・センター長面談 ・津久見市人権・部落差別解消推進研究会 第44回研究大会 |
| 1月19日 | 金 | ・津久見小学校マザーグース（読み聞かせ）視察 ・職員人権研修（後半組） ・県体スキー競技出場結団式中止（雪不足のため大会開催断念につき） |
| 1月23日 | 火 | ・市退職校長会代表者との懇談 |
| 1月24日 | 水 | ・第155回新設中学校統合推進会議 |
| 1月25日 | 木 | ・教育委員会定例会 |

②1月、2月の主な行事予定について

| | | |
|-------|---|--|
| 1月27日 | 土 | ・津久見市人権フォーラム 「同性カップル 弁護士夫婦のカラフルデイズ LGBTQのこと、僕のこと、あなたのこと」 講師 南 和行 弁護士（大阪弁護士会所属） |
| 1月28日 | 日 | ・劇団とんぼ座公演 |
| 1月30日 | 火 | ・庁議 ・文化庁現地視察 ・第13回新設中学校開校推進協議会（最終回） |
| 1月31日 | 水 | ・文化庁現地視察 |
| 2月1日 | 木 | ・令和5年度第12回校長会議 ・令和5年度九州都市教育長協議会第2回理事会・意見交換会 |
| 2月2日 | 金 | ・令和5年度 学校・家庭・地域協働推進フォーラム（県教委主催） |
| 2月3日 | 土 | ・第9回津久見市スポーツ少年団対抗アジャタ競技大会（4年ぶりの開催） |
| 2月5日 | 月 | ・令和5年度第2回津久見市特別支援連携協議会 |
| 2月8日 | 木 | ・行政交渉 ・第8回津久見高校研究成果発表会 |
| 2月9日 | 金 | ・令和5年度大分地区公民館連合会・大分地区社会人権教育研究協議会 合同研修会 ・第3回教務主任会議 |
| 2月11日 | 日 | 建国記念の日 |
| 2月12日 | 月 | 振替休日 |
| 2月15日 | 木 | ・ICTプロジェクト会議 |
| 2月16日 | 金 | ・令和5年度大分大学教職大学院教育実践研究フォーラム |
| 2月19日 | 月 | ・給食主任・食育担当者会 |
| 2月20日 | 火 | ・津久見中学校入学説明会 |
| 2月22日 | 木 | ・令和5年度第3回総括安全衛生会議 |
| 2月23日 | 金 | 天皇誕生日 |
| 2月26日 | 月 | ・令和6年 第1回定例会開会 ・令和5年度第13回校長会議 |
| 2月27日 | 火 | ・教頭会議 ・教育相談コーディネーター連絡協議会 |
| 2月28日 | 水 | ・教育委員会定例会 |

※3月13日（水） 総合教育会議（予定）

（4）その他

①次回の委員会開催日程について

（5）閉 会